

平成十三年法律第二十六号

## 高齢者の居住の安定確保に関する法律

同条第五項から第七項までの規定中「都道府県は」とあるのは「市町村は」と、同条第六項中「当該都道府県の区域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）とあり、及び同条第七項中「当該都道府県の区域内の市町村」とあるのは「市町村に」と読み替えるものとする。

### 第三章 サービス付き高齢者向け住宅事業

#### 第一節 登録

（サービス付き高齢者向け住宅事業の登録）

第五条 高齢者向けの賃貸住宅又は老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム（以下単に「有料老人ホーム」という。）であつて居住の用に供する専用部分を有するものに高齢者（国土交通省令・厚生労働省令で定める年齢その他の要件に該当する者をいう。以下この章において同じ。）を入居させ、状況把握サービス（入居者の心身の状況を把握し、その状況に応じた一時的な便宜を供与するサービスをいふ。以下同じ。）、生活相談サービス（入居者が日常生活を支障なく営むことができるようにするために入居者からの相談に応じ必要な助言を行なうサービスをいう。以下同じ。）その他の高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービス（有料老人ホーム（以下「サービス付き高齢者向け住宅事業」という。）を構成する建築物ごとに、都道府県知事の登録を受けることができる。前項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。）

4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了日の翌日から起算するものとする。

（登録の申請）  
第六条 前条第一項の登録（同条第二項の登録の更新を含む。以下同じ。）を受けようとする者

は、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。  
一 商号、名称又は氏名及び住所  
二 事務所の名称及び所在地  
三 法人である場合においては、その役員の氏名  
四 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合には、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名）  
五 サービス付き高齢者向け住宅の位置  
六 サービス付き高齢者向け住宅の戸数  
七 サービス付き高齢者向け住宅の規模  
八 サービス付き高齢者向け住宅の構造及び設備  
九 サービス付き高齢者向け住宅の各居住部分（状況把握サービス、生活相談サービスその他の高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービス）  
十 入居者に提供する高齢者生活支援サービス（状況把握サービス、生活相談サービスその他の高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービス）  
十一 サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者が入居者から受領する金銭に関する事項  
十二 終身又は入居者と締結するサービス付き高齢者向け住宅への入居に係る契約（以下「入居契約」という。）の内容  
十三 居住の用に供する前のサービス付き高齢者向け住宅に於ける前払金の概算額及び当該前払金についてサービス付き高齢者生活支援サービスの提供の対価をいう。以下同じ。）の全部又は一部を前払金として一括して受領する場合にあっては、当該前払金についてサービス付き高齢者生活支援サービスを提供するものであること。  
十四 入居者に対する保健医療サービス又は福祉サービスの提供について高齢者居宅生活支援事業を行なう者が返還債務を負うこととなる旨の記載を含む。による契約であること。  
十五 その他国土交通省令・厚生労働省令で定める事項

前項の申請書には、入居契約に係る約款その他の国土交通省令・厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

（登録の基準等）

第七条 都道府県知事は第五条第一項の登録の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、その登録をしなければならない。

二 家賃等の前払金を受領する場合にあっては、当該家賃等の前払金の算定の基礎及び当該家賃等の前払金についてサービス付き高齢者向け住宅事業を行う者が返還債務を負うこととなる場合における当該返還債務の金額の算定方法が明示された契約であること。

一 サービス付き高齢者向け住宅の構造及び設備（加齢対応構造等であるものを除く。）が、高齢者の入居に支障を及ぼすおそれがないものとして国土交通省令・厚生労働省令で定めた基準に適合するものであること。

二 サービス付き高齢者向け住宅の整備をして算定される額を除き、家賃等の前払金を返還することとなる契約であること。

三 サービス付き高齢者向け住宅の加齢対応構造等が、第五十四条第一号ロに規定する基準又はこれに準ずるものとして国土交通省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

三 サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者が、入居者の病院への入院その他の国土交通省令・厚生労働省令で定める理由により居住部分を変更し、又はその契約を解約することができないものであること。

四 入居者の資格を、自ら居住するため賃貸住宅又は有料老人ホームを必要とする高齢者又は当該高齢者と同居するその配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上夫婦と同様の関係にあるものを含む。以下同じ。）とするものであること。

四 サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者が、入居者の病院への入院その他の国土交通省令・厚生労働省令で定める理由により居住部分を変更し、又はその契約を解約することができないものであること。

五 入居者に国土交通省令・厚生労働省令で定める基準に適合する状況把握サービス及び生活相談サービスを提供するものであること。

五 サービス付き高齢者向け住宅の整備をして算定される額を除き、家賃等の前払金を返還することとなる契約であること。

六 入居契約が次に掲げる基準に適合する契約であること。

六 サービス付き高齢者向け住宅の整備をして算定される額を除き、家賃等の前払金を返還することとなる契約であること。

七 サービス付き高齢者向け住宅の整備をして算定される額を除き、家賃等の前払金を返還することとなる契約であること。

七 サービス付き高齢者向け住宅の整備をして算定される額を除き、家賃等の前払金を返還することとなる契約であること。

八 家賃等の前払金についてサービス付き高齢者向け住宅事業を行う者が返還債務を負うこととなる場合に備えて、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより必要な保全措置が講じられるものであること。

八 家賃等の前払金についてサービス付き高齢者向け住宅事業を行う者が返還債務を負うこととなる場合に備えて、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより必要な保全措置が講じられるものであること。

九 その他基本方針（サービス付き高齢者向け住宅が市町村高齢者居住安定確保計画が定められている市町村の区域内にある場合にあっては基本方針及び市町村高齢者居住安定確保計画、サービス付き高齢者向け住宅が都道府県高齢者居住安定確保計画が定められている市町村の区域（当該市町村の区域を除く。）内に於ける場合は、基本方針及び都道府県高齢者居住安定確保計画）に照らして適切なものであること。

九 その他基本方針（サービス付き高齢者向け住宅登録簿（以下「登録簿」という。）に次に掲げる事項を記載してするものとする。）

一 前条第一項各号に掲げる事項

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

二 登録年月日及び登録番号

- 3 都道府県知事は、第一項の登録をしたときは、  
4 は、登録なく、その旨を当該登録を受けた者に  
通知しなければならない。  
5 都道府県知事は、第五条第一項の登録の申請  
が第一項の基準に適合しないと認めるときは、  
遅滞なく、その旨を、当該登録を受けた者に  
通知しなければならない。  
第六条 都道府県知事は、第五条第一項の登録を受けたときは、遅滞なく、その旨を、当該登録を受けた者に通知しなければならない。  
第七条 都道府県知事は、第五条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第六条第一項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。  
一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者  
二 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して一年を経過しない者  
三 第二十六条第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して一年を経過しない者  
四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(第九号において「暴力団員等」という。)  
五 心身の故障によりサービス付き高齢者向け住宅事業を適正に行うことができない者として国土交通省令・厚生労働省令で定めるもの  
六 営業に関し成年人と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が前各号のいずれかに該当するもの  
七 法人であつて、その役員又は政令で定める使用人のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの  
八 個人であつて、その政令で定める使用人のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの

- 九 暴力団員等がその事業活動を支配する者

都道府県知事は、前項の規定により登録の拒否をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録の申請をした者に通知しなければならない。

(登録事項等の変更)

**第九条** 登録事業を行う者（以下「登録事業者」という。）は、第六条第一項各号に掲げる事項（以下「登録事項」という。）に変更があつたとき、又は同条第二項に規定する添付書類の記載事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をする場合には、国土交通省令・厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による届出（登録事項の変更に係るものに限る。）を受けたときは、第二十六条第一項又は第二項の規定により登録を取り消す場合を除き、当該変更があつた登録事項を登録簿に記載して、変更の登録をしなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定により登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録に係る登録住宅の存する市町村の長に通知しなければならない。

(登録簿の閲覧)

**第十条** 都道府県知事は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(地位の承継)

**第十二条** 登録事業者がその登録事業を譲渡したときは、譲受人は、登録事業者の地位を承継する。

2 登録事業者について相続、合併又は分割登録事業を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割によりその事業を承継した法人は、登録事業者の地位を承継する。

3 前二項の規定により登録事業者の地位を承継した者は、その承継の日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

4 第九条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による届出について準用する。この場合において、同条第三項中「第二十六条第一項又は第二項」とあるのは、「第二十六条第一項」

- (廃業等の届出)**

**第十二条** 登録事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日の三十日前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。  
一 登録事業を廃止しようとするとき。  
二 登録事業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散しようとするとき。

登録事業者が破産手続開始の決定を受けたときは、破産管財人は、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

登録事業者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するに至ったときは、第五条第一項の登録は、その効力を失う。

一 登録事業を廃止した場合  
二 破産手続開始の決定を受けた場合  
三 登録事業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合  
(登録の抹消)

**第十三条** 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録事業の登録を抹消しなければならない。

一 登録事業者から登録の抹消の申請があつたとき。  
二 第五条第二項又は前条第三項の規定により登録が効力を失つたとき。  
三 第二十六条第一項若しくは第二項又は第二十七条第一項の規定により登録が取り消されたとき。

都道府県知事は、前項の規定により登録を抹消したときは、遅滞なく、その旨を、当該登録に係る登録住宅の存する市町村の長に通知しなければならない。

(名称の使用制限)

**第十四条** 何人も、登録住宅以外の賃貸住宅又は有料老人ホームについて、登録サービス付き高齢者向け住宅又はこれに類似する名称を用いてはならない。

**第二節 業務**

**(誇大広告の禁止)**

**第十五条** 登録事業者は、その登録事業の業務に関して広告をするときは、入居者に提供する高齢者生活支援サービスの内容その他の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項について、著しく実事に相違する表示をし、又は実際のもの

- (登録事項の公示)

**第十六条** 登録事業者は、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、登録事項を公示しなければならない。

(契約締結前の書面の交付及び説明)

**第十七条** 登録事業者は、登録住宅に入居しようとする者に対し、入居契約を締結するまでに、登録事項その他国土交通省令・厚生労働省令で定める事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

登録事業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、登録住宅に入居しようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法）であつて国土交通省令・厚生労働省令で定めるものをいう。により提供することができる。この場合において、当該登録事業者は、当該書面を交付したものとみなす。

(高齢者生活支援サービスの提供)

**第十八条** 登録事業者は、入居契約に従つて高齢者生活支援サービスを提供しなければならない。

(帳簿の備付け等)

**第十九条** 登録事業者は、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、登録住宅の管理に関する事項で国土交通省令・厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

(その他遵守事項)

**第二十条** この法律に規定するもののほか、登録住宅に入居する高齢者の居住の安定を確保するため登録事業者の遵守すべき事項は、国土交通省令・厚生労働省令で定める。

**第三節 登録住宅に係る特例**

**第二十一条** 公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第一号に規定する公営住宅）をいう。以下同じ。の事業主体（同様第十六号に規定する事業主体）をいう。以下同じ。は、公営住宅を登録事業者に登録住宅として使用させることが必要であると認める場合において国土交通大臣の承認を得たときは、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障の

ない範囲内で、当該公営住宅を登録事業者に使用させることができる。

2 公営住宅法第四十五条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による承認及び公営住宅の使用について準用する。

(住宅融資保険法の特例)

第二十二条 登録住宅への入居に係る終身又は入居契約の期間にわたって支払うべき家賃の全部又は一部を前払金として一括して支払うための資金の貸付けについては、これを住宅融資保険法(昭和三十年法律第六十三号)第四条の保険関係が成立する貸付けとみなして、同法の規定を適用する。

(老人福祉法の特例)

第二十三条 第五条第一項の登録を受けている有料老人ホームの設置者(当該有料老人ホームを設置しようとする者を含む。)については、老人福祉法第二十九条第一項から第三項までの規定は、適用しない。

#### 第四節 監督

(報告、検査等)

第二十四条 都道府県知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、登録事業者又は登録事業者から登録住宅の管理若しくは高齢者生活支援サービスの提供を委託された者(以下「この項目において「管理等受託者」という。)に対し、その業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録事業者若しくは管理等受託者の事務所若しくは登録住宅に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができ。 2 前項の規定による立入検査において、現に居住の用に供している登録住宅の居住部分に立ち入るときは、あらかじめ、当該居住部分に係る入居者の承諾を得なければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指示)

第二十五条 都道府県知事は、登録された登録事項が事実と異なるときは、その登録事業者に対して、当該事項の訂正を申請すべきことを指示することができる。都道府県知事は、登録事業者が第七条第一項各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、

その登録事業者に対し、その登録事業を当該基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを指示することができる。

2 国土交通省令・厚生労働省令で定める事項に対し、その是正のため必要な措置をとるべきことを指示することができる。

3 第十九条までの規定に違反し、又は第二十条の規定に違反するときは、当該登録事業者(登録の取消し)

(登録の取消し)

登録事業者から申出がないときは、その登録事業の登録を取り消すことができる。

2 前項の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規定は、適用しない。

#### 第五節 指定登録機関

(指定登録機関の指定等)

第二十八条 都道府県知事は、その指定する者(以下「指定登録機関」という。)に、サービス付き高齢者向け住宅事業の登録及び登録簿の閲覧の実施に関する事務(前節の規定による事務を除く。以下「登録事務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

2 指定登録機関の指定(以下この節において單に「指定」という。)は、登録事務を行おうとする者の申請により行う。

3 都道府県知事は、指定をしたときは、指定登録機関が行う登録事務を行わないものとし、この場合における登録事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令・厚生労働省令で定められたこと。

4 指定登録機関が登録事務を行う場合における第五条から第十三条までの規定の適用については、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは、「指定登録機関」とする。

3 都道府県知事は、前項の規定による届出がある。都道府県知事は、前項の規定による届出がなければならぬ。

4 指定登録機関の名称及び住所、指定登録機関が行う登録事務の範囲、登録事務を行う事務所の所在地並びに登録事務の開始の日を公示しなければならない。

2 指定登録機関は、その名称若しくは住所又は登録事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

四 前号に定めるもののほか、登録事務を公正かつ適確に行うことができるものであることを有するものである。

三 登録事務以外の業務を行っている場合に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

2 前号の登録事務の実施に関する計画を適切に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

1 職員、登録事務の実施の方法その他の事項についての登録事務の実施に関する計画が、登録事務の適確な実施のために適切なものである。

2 前号の登録事務の実施に関する計画を適切に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

3 登録事務を行おうとする者の申請により行う。

4 前号に定めるものほか、登録事務を公正かつ適確に行うことができるものであることを有するものである。

3 前号に定めるものほか、登録事務を公正かつ適確に行うことができるものであることを有するものである。

合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

1 職員、登録事務の実施の方法その他の事項についての登録事務の実施に関する計画が、登録事務の適確な実施のために適切なものである。

2 前号の登録事務の実施に関する計画を適切に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

3 登録事務の実施に関する計画を適切に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

4 登録事務の実施に関する計画を適切に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

5 登録事務の実施に関する計画を適切に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

6 登録事務の実施に関する計画を適切に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

7 登録事務の実施に関する計画を適切に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

8 登録事務の実施に関する計画を適切に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

9 登録事務の実施に関する計画を適切に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

10 登録事務の実施に関する計画を適切に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

11 登録事務の実施に関する計画を適切に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

12 登録事務の実施に関する計画を適切に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

13 登録事務の実施に関する計画を適切に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

14 登録事務の実施に関する計画を適切に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

15 登録事務の実施に関する計画を適切に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

16 登録事務の実施に関する計画を適切に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

17 登録事務の実施に関する計画を適切に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

18 登録事務の実施に関する計画を適切に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

19 登録事務の実施に関する計画を適切に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

20 登録事務の実施に関する計画を適切に実施するに足りる絏理的及び技術的な基礎を有するものであること。

21 登録事務の実施に関する計画を適切に実施するに足りる絏理的及び技術的な基礎を有するものであること。

22 登録事務の実施に関する計画を適切に実施するに足りる絏理的及び技術的な基礎を有するものであること。

23 登録事務の実施に関する計画を適切に実施するに足りる絏理的及び技術的な基礎を有するものであること。

24 登録事務の実施に関する計画を適切に実施するに足りる絏理的及び技術的な基礎を有するものであること。

25 登録事務の実施に関する計画を適切に実施するに足りる絏理的及び技術的な基礎を有するものであること。

26 登録事務の実施に関する計画を適切に実施するに足りる絏理的及び技術的な基礎を有するものであること。

27 登録事務の実施に関する計画を適切に実施するに足りる絏理的及び技術的な基礎を有するものであること。

28 登録事務の実施に関する計画を適切に実施するに足りる絏理的及び技術的な基礎を有するものであること。

29 登録事務の実施に関する計画を適切に実施するに足りる絏理的及び技術的な基礎を有するものであること。

30 登録事務の実施に関する計画を適切に実施するに足りる絏理的及び技術的な基礎を有するものであること。

31 登録事務の実施に関する計画を適切に実施するに足りる絏理的及び技術的な基礎を有するものであること。

32 登録事務の実施に関する計画を適切に実施するに足りる絏理的及び技術的な基礎を有するものであること。

33 登録事務の実施に関する計画を適切に実施するに足りる絏理的及び技術的な基礎を有するものであること。

34 登録事務の実施に関する計画を適切に実施するに足りる絏理的及び技術的な基礎を有するものであること。

35 登録事務の実施に関する計画を適切に実施するに足りる絏理的及び技術的な基礎を有するものであること。

36 登録事務の実施に関する計画を適切に実施するに足りる絏理的及び技術的な基礎を有するものであること。

37 登録事務の実施に関する計画を適切に実施するに足りる絏理的及び技術的な基礎を有するものであること。

38 登録事務の実施に関する計画を適切に実施するに足りる絏理的及び技術的な基礎を有するものであること。

39 登録事務の実施に関する計画を適切に実施するに足りる絏理的及び技術的な基礎を有するものであること。

40 登録事務の実施に関する計画を適切に実施するに足りる絏理的及び技術的な基礎を有するものであること。

41 登録事務の実施に関する計画を適切に実施するに足りる絏理的及び技術的な基礎を有するものであること。

42 登録事務の実施に関する計画を適切に実施するに足りる絏理的及び技術的な基礎を有するものであること。

43 登録事務の実施に関する計画を適切に実施するに足りる絏理的及び技術的な基礎を有するものであること。

44 登録事務の実施に関する計画を適切に実施するに足りる絏理的及び技術的な基礎を有するものであること。

45 登録事務の実施に関する計画を適切に実施するに足りる絏理的及び技術的な基礎を有するものであること。

46 登録事務の実施に関する計画を適切に実施するに足りる絏理的及び技術的な基礎を有するものであること。

47 登録事務の実施に関する計画を適切に実施するに足りる絏理的及び技術的な基礎を有するものであること。

48 登録事務の実施に関する計画を適切に実施するに足りる絏理的及び技術的な基礎を有するものであること。

49 登録事務の実施に関する計画を適切に実施するに足りる絏理的及び技術的な基礎を有するものであること。

50 登録事務の実施に関する計画を適切に実施するに足りる絏理的及び技術的な基礎を有するものであること。

51 登録事務の実施に関する計画を適切に実施するに足りる絏理的及び技術的な基礎を有するものであること。

52 登録事務の実施に関する計画を適切に実施するに足りる絏理的及び技術的な基礎を有するものであること。

53 登録事務の実施に関する計画を適切に実施するに足りる絏理的及び技術的な基礎を有するものであること。

54 登録事務の実施に関する計画を適切に実施するに足りる絏理的及び技術的な基礎を有するものであること。

55 登録事務の実施に関する計画を適切に実施するに足りる絏理的及び技術的な基礎を有するものであること。

56 登録事務の実施に関する計画を適切に実施するに足りる絏理的及び技術的な基礎を有するものであること。

57 登録事務の実施に関する計画を適切に



3 前項の場合において、地方公共団体が負担する費用の額及び負担の方法は、機構と地方公共団体とが協議して定める。

4 前項の規定による協議が成立しないときは、当事者の申請に基づき、国土交通大臣が裁定する。この場合において、国土交通大臣は、当事者の意見を聴くとともに、総務大臣と協議しなければならない。

5 国は、機構が前条の規定による要請に基づいて第四十五条第一項各号に掲げる基準に適合する賃貸住宅の整備及び管理を行う場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該賃貸住宅の整備に要する費用の一部又は入居者の居住の安定を図るため当該賃貸住宅の家賃を減額する場合における当該減額に要する費用の一部を補助することができる。(要請に基づき供給する公社に対する費用の補助)

第六十一条 地方公共団体は、公社が第四十六条の規定による要請に基づいて第四十五条第一項各号に掲げる基準に適合する賃貸住宅の整備及び管理を行う場合においては、当該賃貸住宅の整備に要する費用の一部又は入居者の居住の安定を図るため当該賃貸住宅の家賃を減額する場合における当該減額に要する費用の一部を補助することができる。

6 国は、地方公共団体が前項の規定により補助金を交付する場合には、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その費用の一部を補助することができる。

(機構に対する費用の補助)

第四十九条 国は、第四十七条第四項の規定による場合のほか、機構が次に掲げる基準に適合する賃貸住宅の整備及び管理を行う場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該賃貸住宅の整備に要する費用の一部を補助することができる。

一 貸貸住宅の戸数が、国土交通省令で定める戸数以上であること。

二 貸貸住宅の規模並びに構造及び設備(加齢対応構造等であるものを除く。)が、国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

三 貸貸住宅の加齢対応構造等が、第五十四条第一号ロに規定する基準又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める基準に適合すること。

四 貸貸住宅の入居者の資格を、自ら居住するため住宅を定める年齢その他の要件に該当する者に限る。(以下この号において同じ。)又は当該高齢者と同居する者の配偶者とするものであること。

五 前号に掲げるものの及び独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)(第二十五条に定めるもののはか、賃貸住宅の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

六 その他基本方針に照らして適切なものであること。

2 国は、第四十七条第四項の規定による場合のほか、機構が入居者の居住の安定を図るために前項の賃貸住宅の家賃を減額する場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その減額に要する費用の一部を補助することができる。

(補助等に係る高齢者向けの優良な賃貸住宅についての周知措置)

**第五十一条** 地方公共団体、機構又は公社は、第四十五条、第四十七一条第四項、第四十八条第一項若しくは前条又は第四十七条第一項の規定による費用の補助又は負担を受けて整備し、又は家賃を減額する賃貸住宅について、国土交通省令で定めるところにより、入居者の募集に先立ち、第五条第一項の登録の申請その他の方法により当該賃貸住宅が加齢対応構造等を有するものである旨及び当該加齢対応構造等の内容その他必要な事項を周知させる措置を講じなければならぬ。

(公営住宅の使用)

**第五十二条** 公営住宅の事業主体は、高齢者向けの賃貸住宅の不足その他の特別の事由により公営住宅を公営住宅法第二十三条に規定する条件を具備しない高齢者に使用させることが必要であると認める場合において国土交通大臣の承認を得たときは、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該公営住宅を当該高齢者に使用させることができる。この場合において、事業主体は、当該公営住宅を次に掲げる基準に従つて管理しなければならない。

一 入居者の資格を、自ら居住するため住宅を必要とする高齢者(国土交通省令で定める年齢その他の要件に該当する者に限る。)とするものであること。

二 入居者の家賃の額が、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定められるものであること。

三 前二号に掲げるものの並びに公営住宅法第十六条第五項及び第六項、第十八条から第二十三条まで、第二十五条第二項、第二十七条並びに第三十二条に定めるものほか、入居者が選定方法その他の当該公営住宅の管理の方針が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

2 公営住宅法第四十五条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による承認及び公営住宅の使用について準用する。

3 前二項の規定により公営住宅を使用させる場合における公営住宅法第十六条第五項及び第六項、第三十四条及び第五十条の規定の適用については、同法第十六条第五項中「前項」とあるのは「前項及び高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号。以下「高齢者居住法」という。）第五十一条第一項」と、同条第六項中「前各項」とあるのは「前各項（前項にあっては、高齢者居住法第五十一条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同法第三十四条中「第十六条第五項（第二十八条第三項若しくは第五項又は第二十九条第九項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第十六条第五項（第二十八条第三項若しくは第五項又は第二十九条第九項において準用する場合を含む。）」と、同法第五十条中「この法律又はこの」とあるのは「この法律若しくは高齢者居住法又はこれらの」とする。

（事業の認可及び借地借家法の特例）

**第五十二条** 自ら居住するため住宅を必要とする高齢者（六十歳以上の者であつて、賃借人となる者以外に同居する者がないもの又は同居する者が配偶者若しくは六十歳以上の親族（配偶者を除く。以下この章において同じ。）であるものに限る。以下この章において同じ。）又は当該高齢者と同居するその配偶者を賃借人とし、当該賃借人の終身にわたつて住宅を賃貸する事業を行おうとする者（以下「終身賃貸事業者」という。）は、当該事業について都道府県知事（機構又は都道府県が終身賃貸事業者である場合にあつては、国土交通大臣。以下この章においては、国土交通大臣）

いて同じ。)の認可を受けた場合においては、公正証書による等書面によって契約をするとき限り、借地借家法(平成三年法律第九十号)に定める規定にかかるわらず、当該事業に係る第三十条の規定にかかるわらず、当該事業に係る建物の賃貸借(一戸の賃貸住宅の賃借人が二人以上であるときは、それぞれの賃借人に係る建物の賃貸借)について、賃借人が死亡した時に終了する旨を定めることができる。

前項の規定による建物の賃貸借の契約がその内容を記録した電磁的記録によつてされたときは、当該契約は、書面によつてされたものとみなして、同項の規定を適用する。

(事業認可申請書)

**第五十三条** 終身賃貸事業者は、前条第一項の認可を受けようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した事業認可申請書を作成し、これを都道府県知事に提出しなければならない。

一 終身賃貸事業者の氏名又は名称及び住所  
二 賃貸住宅の位置  
三 賃貸住宅の戸数  
四 賃貸住宅の規模並びに構造及び設備  
五 賃貸住宅の賃借人の資格に関する事項  
六 賃貸住宅の賃貸の条件に関する事項  
七 前二号に掲げるもののほか、賃貸住宅の管理の方法

八 その他国土交通省令で定める事項

2 終身賃貸事業者は、前条第一項の認可の申請を当該賃貸住宅に係る第五条第一項の登録の申請と併せて行う場合には、前項の規定にかかわらず、同項第二号から第四号までに掲げる事項の記載を省略することができる。

(認可の基準)

**第五十四条** 都道府県知事は、第五十二条第一項の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る事業が次に掲げる基準に適合すると認めるとときは、同項の認可をすることができる。

一 賃貸住宅が、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 賃貸住宅の規模及び設備(加齢対応構造等であるものを除く。)が、国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

ロ 賃貸住宅の加齢対応構造等が、段差のない床、浴室等の手すり、介助用の車椅子で移動できる幅の廊下その他の加齢に伴つて生ずる高齢者の身体の機能の低下を補い高齢者が日常生活を支障なく営むために必要なこと。

な構造及び設備の基準として国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

二 貸貸住宅において、公正証書による等書面（その作成に付て電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。第五十七条において同じ。）によつて契約をする建物の貸借（一戸の貸貸住宅の賃借人が二人以上であるときは、それぞれの賃借人に係る建物の貸借）であつて賃借人の死亡に至るまで存続し、かつ、賃借人が死亡した時に終了するもの（以下「終身建物賃貸借」という。）をするものであること。ただし、賃借人を仮に入居させるために、終身建物賃貸借に先立ち、定期建物賃貸借（借地借家法第三十八条の規定による建物賃貸借をいい、一年以内の期間を定めたものに限る。次号において同じ。）をする場合は、この限りでない。

三 貸貸住宅の賃借人となるうとする者（一戸の賃貸住宅の賃借人となるうとする者が二人以上であるときは、当該賃借人となるうとする者の全て）から仮に入居する旨の申出があつた場合においては、終身建物賃貸借に先立ち、その者を仮に入居させるため定期建物賃貸借をするものであること。

四 貸貸住宅の賃貸の条件が、権利金その他の借家権の設定の対価を受領しないものであることとその他国土交通省令で定める基準に従い適正に定められるものであること。

五 貸貸住宅の整備をして事業を行う場合においては、当該整備に関する工事の完了前に、敷金を受領せず、かつ、終身にわたつて受領括して受領しないものであること。

六 前号の前払金を受領する場合においては、当該前払金の算定の基礎が書面で明示されるものであり、かつ、終身にわたつて受領すべき家賃の全部又は一部を前払金として一括して受領しないものであること。

八 その他基本方針（当該事業が市町村高齢者居住安定確保計画が定められている市町村のものである場合にあつては基本方針及び市町村高齢者居住安定確保計画、当該事業の事由により、家賃の価額その他の事情に照

業が都道府県高齢者居住安定確保計画が定められている都道府県の区域（当該市町村の区域を除く。）内のものである場合にあつては基本方針及び都道府県高齢者居住安定確保計画。第六十五条において同じ。）に照らして適切なものであること。

（事業の認可の通知）

**第五十五条** 都道府県知事は、第五十二条第一項の認可をしたときは、速やかに、その旨を当該認可を受けた終身賃貸事業者に通知しなければならない。

（事業の変更）

**第五十六条** 第五十二条第一項の認可を受けた終身賃貸事業者は、当該認可を受けた事業の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知

事の認可を受けなければならない。

**第五十七条** 第五十二条第一項の認可（前条第一項の変更の認可を含む。以下「事業の認可」という。）を受けた終身賃貸事業者（以下「認可事業者」という。）は、当該事業の認可に係る賃貸住宅（以下「認可住宅」という。）においては、賃借人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該賃貸借の解約の申入れをすることができることにおいて、当該賃貸借は、第一号から第三号までに掲げる場合にあつては解約の申入れの日から一月を経過すること、第四号に掲げる場合にあつては当該解約の期日が到来することによって終了する。

（期間付死亡時終了建物賃貸借）

2 前二条の規定は、前項の変更の認可について準用する。

（期間付死亡時終了建物賃貸借）

2 前二条の規定は、前項の変更の認可について準用する。

（期間付死亡時終了建物賃貸借）

2 前二条の規定は、前項の変更の認可について準用する。

（期間付死亡時終了建物賃貸借）

2 前二条の規定は、前項の変更の認可について準用する。

（期間付死亡時終了建物賃貸借）

（認可事業者による終身建物賃貸借の解約の申入れ）

**第五十八条** 終身建物賃貸借においては、認可事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合に賃貸借の解約の申入れをすることができる。

（賃借人死亡後の同居者の一時居住）

2 前二条の規定に反する特約で賃借人に不利なものは、無効とする。

（賃借人死亡後の同居者の一時居住）

二 借地借家法第三十八条第一項の規定により契約の更新がないこととする旨が定められた期間の定めがあり、かつ、賃借人が死亡した時に終了するもの（以下「期間付死亡時終了建物賃貸借」という。）をすることができないときは、それぞれの賃借人に係る建物の賃貸借（一戸の認可住宅の賃借人が二人以上以上で居住する見込みがないことにより、当該認可住宅を適正に管理することが困難となつたとき。）

三 認可事業者が、第六十八条の規定による命令に違反したとき。

四 当該解約の期日が、当該申入れの日から六ヶ月以上経過する日に設定されているとき。

（強行規定）

第五十九条 終身建物賃貸借においては、賃借人は、次の各号のいずれかに該当する場合に賃貸借の解約の申入れをすることができる。

（同居配偶者等の継続居住の保護）

第六十条 前二条の規定に反する特約で賃借人に不利なものは、無効とする。

（賃借人死亡後の同居者の一時居住）

2 前二条の規定に反する特約で賃借人に不利なものは、無効とする。

第六十一条 前二条の規定に反する特約で賃借人に不利なものは、無効とする。

（賃借人死亡後の同居者の一時居住）

2 前二条の規定に反する特約で賃借人に不利なものは、無効とする。

（賃借人死亡後の同居者の一時居住）

<div data-bbox="7





現にこの法律による改正前の高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「旧法」という。）第三条第一項の規定により定められている基本方針は、新法第三条第一項の規定により定められた基本方針とみなす。

**第四条** 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に行われている旧法第四条（旧法第十七条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の登録は、同号に掲げる規定の施行の日に、その効力を失う。

2 前項の規定によりその効力を失った登録を行っている者は、当該登録を消除しなければならない。

3 前項の規定により登録が消除された賃貸住宅にその消除前から入居していた高齢者でその後も引き続き当該賃貸住宅に入居しているものの家賃に係る債務保証については、当該賃貸住宅は、新法第十条に規定する登録住宅とみなす。

**第五条** この法律の施行前にされた旧法第三十条第一項又は旧法第五十七条规定による認定又は認可の申請であつて、この法律の施行の際、認定又は認可をするかどうかの処分がされていないものについての認定又は認可の処分については、なお従前の例による。

**第六条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(政令への委任)

**第七条** 附則第一条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**第八条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**附 則** (平成二三年四月二八日法律第三二号) 抄  
(施行期日)

**第三条** この法律の施行前にされた旧高齢者居住安定確保法<sup>1)</sup>（以下「旧高齢者居住安定確保法」という。）第十七条第一項の登録事務に従事する同項の指定登録機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）又はその職員であつた者に係る当該登録事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

**第四条** この法律の施行前に旧高齢者居住安定確保法第五十六条又は第六十条第一項の規定によりされた認可は、それぞれ第一条の規定による改正後の高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「新高齢者居住安定確保法」という。）第五十二条又は第五十六条第一項の規定によりされた認可とみなす。

**第五条** この法律の施行の際現に旧高齢者居住安定確保法第八十条（同条第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定により旧高齢者居住安定確保法第七十八条の高齢者居住支援センターが行つてゐる債務保証業務について、当該業務に係る保証契約の期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。

**（罰則に関する経過措置）**

**第六条** この法律の施行前にした行為並びに附則第二条及び第五条の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**（政令への委任）**

**第八条** 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**（検討）**

**第九条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新高齢者居住安定確保法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 附則第四十八条中高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)

第六条第一項第四号及び第二十六条第一項第二号イの改正規定 施行日又は高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第三十二号)の施行日のいすれか遅い日

(高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正に伴う調整規定)

第四十九条 施行日が高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日前となる場合には、前条のうち高齢者の居住の安定確保に関する法律第八条第一項第六号の改正規定中「第八条第一項第六号」とあるのは、「第七条第一項第三号」とする。

附 則 (平成二十三年六月二十四日法律第七四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二八年五月二〇日法律第四七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第三条、第七条、第十条及び第十五条の規定並びに次条並びに附則第四条第一項及び第二項、第六条から第十条まで、第十四条及び第十五条の規定に限る。)、第四十四条並びに第四十六条の規定 公布の日

二 第六条、第八条及び第十四条の規定並びに附則第三条、第十三条、第二十四条から第二十六条まで、第二十九条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条及び第四十八条の規定 公布の日から起算して三月を経過した日

(処分、申請等に関する経過措置)

第七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行の日前にこの法律によ

の改正前のそれぞれの法律の規定によりされた承認等の处分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている承認等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、この附則又は附則第九条の規定に基づく政令に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

この法律の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この附則又は附則第九条の規定に基づく政令に定めるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に對して届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

**第八条** この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第九条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(施行期日)

**五号抄**

附 則 (平成二九年四月二六日法律第二一略)

二 第七条 (前号に掲げる改正規定を除く。)、第八条及び第九条の規定並びに附則第四条、該各号に定める日から施行する。

第五条、第十条及び第十二条の規定 公布の日から起算して三月を経過した日  
**附 則（令和元年六月一四日法律第三十七条）抄**

**（施行期日）** この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る。）、第八十五条、第一百二条、第一百七十七条（民間あっせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る。）、第一百十一条、第一百四十三条、第一百四十九条、第一百五十二条、第一百五十四条（不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定を除く。）及び第一百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定 公布の日

二 第三条、第四条、第五条（国家戦略特別区域法第十九条の二第一項の改正規定を除く。）、第二章第二节及び第四節、第四十一条（地方自治法第二百五十二条の二十八の改正規定を除く。）、第四十二条から第四十八条まで、第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条から第六十九条まで、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定を除く。）、第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第九十条（職業能力開発促進法第三十条の十九第二項第一号の改正規定を除く。）、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百四条、第一百八条、第一百九条、第一百二条、第一百十三条、第一百五十五条、第一百六十二条、第一百九十三条、第一百五十五条、第一百六十三条、第一百三十九条、第一百六十二条、第一百三十九条、第一百六十二条から第一百六十三条まで、第一百六十六条、第一百六十九条、第一百七十一条、第一百七十二条（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第二十九条第一項第一号の改正規定に限る。）並びに第一百七十三条並びに附則第十六条、第十七条、第二十条、第二十二条及び第二十三条から第二十九条までの規定 公布の日から起算して六月を経過した日

**（行政庁の行為等に関する経過措置）**  
**第二条** この法律（前条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（次格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政庁の处分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る。）、第八十五条、第一百二条、第一百七十七条（民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る。）、第一百十一条、第一百四十三条、第一百四十九条、第一百五十二条、第一百五十四条（不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定を除く。）及び第一百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定 公布の日

二 第三条、第四条、第五条（国家戦略特別区域法第十九条の二第一項の改正規定を除く。）、第二章第二节及び第四節、第四十一条（地方自治法第二百五十二条の二十八の改正規定を除く。）、第四十二条から第四十八条まで、第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条から第六十九条まで、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定を除く。）、第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第九十条（職業能力開発促進法第三十条の十九第二項第一号の改正規定を除く。）、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百四条、第一百八条、第一百九条、第一百二条、第一百十三条、第一百五十五条、第一百六十二条、第一百九十三条、第一百五十五条、第一百六十三条、第一百三十九条、第一百六十二条から第一百六十三条まで、第一百六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定 公布の日

三 第四十二条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条から第六十九条まで、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る。）並びに第一百七十三条並びに附則第十六条、第十七条、第二十条、第二十二条及び第二十三条から第二十九条までの規定 公布の日から起算して六月を経過した日

**（住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定を除く。）、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十五条まで、第四十条、第四十二条、第四十四条から第四十六条まで、第五十条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定（同表の二十七の項の改正規定を除く。）に限る。）並びに附則第八条第一項（新高齢者居住法第五十二条第一項の規定による建物の賃貸借の契約について適用する。）**

一 第五百九条の規定 公布の日

**（施行期日）** この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
**附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄**

一 第五百九条の規定 公布の日

（政令への委任）

（政令への委任）